

多摩川緑地炊飯場



立川市は、青少年の健全育成のために、多摩川緑地炊飯場を設置しています。多摩川の自然に親しみながら、野外炊飯活動等にご利用ください。

【炊飯場の場所と施設内容】

立川市柴崎福祉会館の東隣・多摩川緑地公園の北側です。

(立川市柴崎町5丁目11番26号)

かまど(12)、流し場(蛇口12)、水洗トイレ、物置があります。

【利用時間】

夏時間【4月～10月】9:00～17:15

冬時間【11月～3月】9:00～16:30

【利用できる団体と活動】

市内の青少年団体(子ども会、スポーツ少年団、学校など)が、青少年のための活動を行う場合に利用できます。また、市内一般団体(青少年団体OB、自治会、その他成人のみで構成されている団体など)、も野外活動を行う場合に利用できます。ただし、未成年の利用には成人の付き添いが必要です。

※青少年団体とは、市内在住の18歳以下の青年とその指導者で構成された団体のことです
市内一般団体とは、①構成員が4人以上②具体的な活動計画をもって活動している団体
③成人の引率責任者がいる団体④代表者が立川市内在住の団体をすべて満たしている団体のことです

【利用申し込み】

事前に申請書を提出し、利用予約を行ってください。

【青少年団体】 利用日の4ヶ月前の月の1日（休日の場合は翌日）から5日前まで。

【市内一般団体】 利用日の1ヶ月前の月の1日（休日の場合は翌日）から5日前まで。

予約日が近くなりましたら再度子ども育成課窓口にお越してください。事前に承認書兼報告書と炊飯場の鍵をお渡しします。鍵の貸与は、原則として利用日を含み5日以内とします。

【利用上、特にお願いしたいこと】

炊飯場には管理人はいません。また、すぐ近くに民家もありますので、責任をもって次の事項を守り、使用してください。

来たときよりも美しく、の気持ちでお願いします！

- (1) 火の扱いに注意すること。特に、火の始末や、風向きによる火の粉に注意すること。
- (2) ごみ（生ごみ、残灰を含む）は必ず持ち帰ること。
- (3) 使用后、炊飯場の清掃を行うこと。
- (4) 使用した用具、用品類は、きれいに洗って数量を確認し、元の場所へ戻すこと。
- (5) 緑地炊飯場内で火気（キャンプファイヤーや花火など）は厳禁です。
- (6) 飲酒や喫煙は行わないこと。
- (7) むやみに騒ぐ、ごみを周辺のごみ集積場に捨てるなど、近隣の住民に迷惑になることは行わないこと。
- (8) かまどに水をかけないこと。
- (9) 使用後は必ず炊飯場と物置の鍵をかけること。
- (10) 薪、洗剤、クレンザー、ごみ袋などの消耗品類は持参してください。

※生ごみ・残灰などを埋めることは厳禁です。出たものはすべて持ち帰ってください。

【利用後】

鍵を速やかに子ども育成課へ返還するとともに、承認書兼報告書に参加人数を記入し、提出してください。

問い合わせ先	子ども育成課青少年係	電話042-523-2111
		内線1305



正面入口



炊飯場・トイレ側入口



手前から

流し場 (6)・かまど (12)・流し場 (6)・物置